

静岡県人事委員会は、静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月19日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則14-186

静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（静岡県人事委員会規則14-2）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表		別表	
1 下田市		1 下田市	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
市長部局	課(室)長、 <u>技監</u> 、人事係長	市長部局	課長、 <u>統合政策課参事</u> 、人事係長、 <u>秘書係長</u> 、 <u>財政係長</u> 、 <u>主査</u> 、 <u>主事</u> （ <u>主査及び主事にあつては、人事、給与又は服務を担当する者に限る。</u> ）
監査委員事務局	(略)	出納室	会計管理者、室長
教育委員会事務局	課長、参事	監査委員事務局	(略)
(略)		教育委員会事務局	課長、 <u>参事</u> 、 <u>係長</u> （ <u>人事、給与又は服務を担当する者に限る。</u> ）
(略)		(略)	
2 裾野市		2 裾野市	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
教育委員会事務局	部長、部参事、次長、参事、課長、館長、主幹、係長、 <u>主席主査</u> （ <u>主幹、係長及び主席主査にあつては、人事、給与又は服務を担当する者に限る。</u> ）	教育委員会事務局	部長、部参事、次長、参事、課長、館長、 <u>課長代理</u> 、 <u>主幹</u> 、 <u>係長</u> 、 <u>主席主査</u> （ <u>主幹、係長及び主席主査にあつては、人事、給与又は服務を担当する者に限る。</u> ）
(略)		(略)	
3～6 (略)		3～6 (略)	

7 西伊豆町

機関	職
(略)	
認定コード も園	(略)
<u>幼稚園</u>	<u>園長</u>
小学校	(略)
(略)	

8 函南町

機関	職
(略)	
町長部局	部長、課長、参事、課長補佐、係長、主査、主事及び主事補（係長、主査、主事及び主事補にあつては、秘書、人事、給与、服務、企画又は予算を担当する者に限る。）
(略)	

9 (略)

10 長泉町

機関	職
(略)	
保育園	(略)
中学校	(略)
(略)	

11 小山町

機関	職
(略)	
町長部局	部長、局長、部長代理、専門監、技監、課長、危機管理監、参事、課長補佐、副参事、主任（課長補佐、副参事及び主任にあつては、 <u>予算、人事、給与又は服務</u> を担当する者に限る。）
(略)	

7 西伊豆町

機関	職
(略)	
認定コード も園	(略)
小学校	(略)
(略)	

8 函南町

機関	職
(略)	
町長部局	部長、課長、参事、課長補佐、係長、主査、主事、 <u>主事補</u> （係長、主査、主事及び主事補にあつては、秘書、人事、給与、服務、企画又は予算を担当する者に限る。）
(略)	

9 (略)

10 長泉町

機関	職
(略)	
保育園	(略)
認定コード <u>も園</u>	<u>園長、参事</u>
中学校	(略)
(略)	

11 小山町

機関	職
(略)	
町長部局	部長、局長、部長代理、専門監、技監、課長、危機管理監、参事、課長補佐、副参事、主任（課長補佐、副参事及び主任にあつては、 <u>人事、給与、服務又は予算</u> を担当する者に限る。）
(略)	

12 吉田町

機関	職
(略)	
町長部局	理事、参事、課長、課長補佐、室長、統括(人事、給与又は服務を担当する者に限る。)、主査(人事、給与又は服務を担当する者に限る。)
(略)	

13 川根本町

機関	職
(略)	
町長部局	参事、課長、総合支所支所長、出納室長、行政室長、財政室長、係長(人事、服務、給与又は予算を担当する者に限る。)
(略)	

14 森町

機関	職
(略)	
病院	院長、副院長、総婦長、事務局長、次長、課長、課長補佐(人事、給与又は服務を担当する者に限る。)、係長(人事、給与又は服務を担当する者に限る。)
(略)	

15～17 (略)

18 裾野市長泉町衛生施設組合

機関	職
衛生施設組合	事務局長、所長、次長、主幹(人事、給与、服務、企画又は予算を担当する者に限る。)

19 (略)

20 共立蒲原総合病院組合

機関	職
----	---

12 吉田町

機関	職
(略)	
町長部局	理事、参事、課長、課長補佐、室長、統括、主査(統括及び主査にあつては、人事、給与又は服務を担当する者に限る。)
(略)	

13 川根本町

機関	職
(略)	
町長部局	参事、課長、総合支所長、課長補佐、室長、主幹(室長及び主幹にあつては、人事、給与、服務又は予算を担当する者に限る。)
(略)	

14 森町

機関	職
(略)	
病院	院長、副院長、総婦長、事務局長、次長、課長、課長補佐、係長(課長補佐及び係長にあつては、人事、給与又は服務を担当する者に限る。)
(略)	

15～17 (略)

18 裾野市長泉町衛生施設組合

機関	職
衛生施設組合	事務局長、所長、次長、主幹、係長(主幹及び係長にあつては、人事、給与、服務、企画又は予算を担当する者に限る。)

19 (略)

20 共立蒲原総合病院組合

機関	職
----	---

病院	院長、副院長、診療技術部長、薬局長、看護部長、部長、副看護部長、事務長、事務次長、課長、室長、参事、参事補、主幹、主査、主事 (参事補、主幹、主査及び主事にあつては、人事、 <u>服務</u> 、 <u>給与</u> 又は予算を担当する者に限る。)
(略)	

21～24 (略)

25 相寿園管理組合

機関	職
相寿園	事務局長、園長

26～31 (略)

32 静岡縣市町総合事務組合

機関	職
事務局	事務局長、次長、課長、参事、主幹、主査、主任、主事 (参事、主幹、主査、主任、 <u>主事</u> にあつては、人事、給与、 <u>服務</u> 又は予算を担当する者に限る。)

33 (略)

病院	院長、副院長、診療技術部長、薬局長、看護部長、部長、副看護部長、事務長、事務次長、課長、室長、参事、参事補、主幹、主査、主事 (参事補、主幹、主査及び主事にあつては、人事、 <u>給与</u> 、 <u>服務</u> 又は予算を担当する者に限る。)
(略)	

21～24 (略)

25 相寿園管理組合

機関	職
相寿園	事務局長

26～31 (略)

32 静岡縣市町総合事務組合

機関	職
事務局	事務局長、次長、課長、参事、主幹、主査、主任、主事 (参事、主幹、主査、主任及 <u>び主事</u> にあつては、人事、給与、 <u>服務</u> 又は予算を担当する者に限る。)

33 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。